

別紙（１）

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算における「判定した割合が 100 分の 90 を超えた場合の正当な理由」

- （１）居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が各サービスごとでみた場合に、5 事業所未満である場合
- （２）判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合
- （３）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合（ただし、事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な選択を阻害していると認められる場合を除く）

事業所において、記載された理由が正当な理由に該当するかどうかについては、大阪府が適正に判断します。